

令和3年度

第10回 農業委員会総会議事録

静岡市農業委員会

## 第10回総会議事録

- 1 開催日時 令和4年1月18日（火）午後2時30分から午後3時15分
- 2 開催場所 静岡市役所本館 4階 41会議
- 3 出席委員（19人）

会長	13番	西ヶ谷量太郎			
会長職務代理者（副会長）	12番	徳田 雅亮			
委員	1番	伊藤 修司	2番	遠藤 公夫	3番 大石 雅章
	4番	大石 泰子	5番	大塚 師輝	6番 佐藤 直美
	7番	佐藤 操	8番	白岩 正行	9番 杉山 寿朗
	10番	鈴木 茂樹	11番	鈴木 長一	14番 西子 親慶
	15番	仁藤 雅巳	16番	堀越 隆正	17番 牧野 正昭
	18番	松永 一雄	20番	山田 常己	
- 4 欠席委員（1名）

19番	望月 芳明
-----	-------
- 5 議事日程
  - 第1 議事録署名委員の指名
  - 第2 議案第59号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
  - 議案第60号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について
  - 議案第61号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
  - 議案第62号 非農地証明申請について
  - 議案第63号 生産緑地に係る農業の主たる従事者の承認について
  - 報告第39号 農地法第18条第6項の規定による通知について
  - 報告第40号 農地法第4条第1項第8号及び同法第5条第1項第7号の規定による届出について
  - 報告第41号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について
  - 報告第42号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出の取消しについて
- 6 農業委員会事務局職員  
事務局長 増田 雅之、次長 杉本 光利、次長補佐兼農政係長 水嶋 成彦、副主幹 鈴木 康生、農地利用最適化推進係長 渡邊 貴行、農地係長 丸山 美咲、副主幹 小林 満明、主査 松永 文雄、主任主事 奥山 雅吉、主任主事 石川 尚美

## 7 会議の概要

議長 　ただ今から、令和3年度第10回静岡市農業委員会総会を開会いたします。本日19番望月芳明委員出席委員から欠席の旨、通告がありましたので、ご報告いたします。出席委員は定数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、静岡市農業委員会総会会議規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

17番牧野正昭委員、18番松永一雄にお願いいたします。次に委員の皆様にお願ひがあります。議案等の質疑の際、発言のある方は挙手をお願いいたします。また、発言の際には議席番号と氏名を宣告の上、ご発言ください。なお、会議録の作成にあたり、マイクが届いてからのご発言に、ご協力をお願いします。それでは、最初に議案第59号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第59号朗読】**

申請は2ページに記載のとおり8件でございます。

議長 　それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 　1班です。整理番号82番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、市所有の法定外道路の払下げによる所有権移転です。整理番号83番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、親族より贈与による持ち分移転です。整理番号84番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、賃借権の設定です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことです。整理番号85番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大するため、譲渡人は、要望に応えるとのことです。

5番 　職員から説明がありました整理番号82番、83番、84番、85番の4件については、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 　2班です。整理番号86番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有権の移転です。申請事由ですが、譲受人は経営規模を拡大したく、譲渡人は、要望に応えるとのこと申請に及びました。

4 番 職員から説明がありました整理番号86番の1件につきましては、2班としては許可相当と判断しました。

事務局 整理番号87番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、話がまとまり申請に及んだものです。

7 番 ただいま、職員から説明がありました整理番号87番の1件につきましては、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお祈いします。

事務局 4班です。整理番号88番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、譲受人は規模を拡大したく、譲渡人は要望に応え、売買の話がまとまり申請に及んだものです。整理番号89番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請地は譲受人の隣接農地で、すでに申請地を含め一体的に管理、耕作しており、今回正式に贈与により所有権移転を行うものです。

2 番 職員から説明がありました整理番号88番、89番の2件について、4班としては許可相当と判断しました。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第59号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第59号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第60号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第60号朗読】**

申請は4ページに記載のとおり1件でございます。

議長 それでは、地区審査を行いました3班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 3班です。整理番号12番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事由ですが、申請地に隣接する居宅に居住するため、生活に必要な自家用駐車場、生活資材の収納場所及びその進入路を確保したく申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。

7 番 ただいま、職員から説明がありました整理番号12番の1件につきましては、

3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議 長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

議 長 発言もないようですので、議案第60号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

議 長 議案第60号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第61号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第61号朗読】**

申請は6ページ、7ページに記載のとおり8件でございます。

議 長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号67番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、賃借権の設定です。申請人は、土木建築業を営んでいる法人であります。申請事由ですが、薩埵峠で工事を行うため資材置場が必要となり所有者に相談したところ話しがまとまり一時転用の申請に及びました。農地区分は、第2種農地と判断されます。転用期間は、2年6カ月間です。工事終了後は、農地へ復元する旨の作付確約書が提出されています。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われま。整理番号68番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は田で、使用貸借による権利の設定です。申請人は、土木建築業を営んでいる法人であります。申請事由ですが、工事を行った残土置場が必要になり所有者に説明したところ、所有者も高齢のため道路と同じ高さの畑にしたいため話しがまとまり申請に及びました。農地区分は第1種農地と判断されますが、不許可の例外、一時転用に該当します。転用期間は、1年間です。工事終了後は、農地へ復元する旨の作付確約書が提出されています。隣接農地の被害防除、排水等については特に問題ないと思われま。整理番号69番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は普通畑で、売買による所有者移転です。申請人は、電力発電事業を営んでいる法人であります。申請事由ですが、日照等の条件の良い太陽光発電設備設置敷地を探していたところ所有者と話しがまとまり申請に及んだものです。申請地は、パネルを288枚設置し発電出力は49.5Kwを予定しています。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地

の被害防除、排水等については特に問題ないと思われます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。隣接地所有者及び自治会長等には、事業工事内容を説明し、承諾済みです。町内には回覧等で、事業内容を報告する予定です。

5 番 ただいま、職員から説明がありました整理番号67番、68番、69番3件につきましては、1班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

事務局 2班です。整理番号70番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。申請法人は、農業と食品産業の発展のための研究開発等を行っている法人です。申請事由ですが、果樹、茶業の研究部門が管理する試験地の法面工事に伴い一時的な残土置き場が必要となったため、用地を探していたところ、当該土地所有者と賃貸借することで話がまとまり、申請に及びました。8ヵ月間の一時転用です。農地区分は、概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地、第1種農地です。工事計画によると、搬入される土砂量は、5,960m<sup>3</sup>で、県土採取条例に基づく届出が提出されています。被害防除ですが、周囲にはフェンスを設置します。また、雨水は自然浸透ですが、敷地内に仮水路と仮沈砂池を設けて水路に排出することから特に問題なく、隣接農地所有者に了解を得ております。転用面積も適当と思われます。転用終了後は、水稻を作付する耕作管理計画が提出されています。整理番号71番、清水区の案件です。内容は記載のとおりです。申請人は、建設業を営む法人の工事事務所で、東名高速道路の修繕工事を行っています。申請事由ですが、工事に伴い仮設事務所及び駐車場用地を探していたところ、当該土地所有者と賃貸借することで話がまとまり、申請に及びました。3年6ヵ月間の一時転用です。農地区分は、市街地に近接する区域内にある農地の区域でその規模が10ha未満である農地、第2種農地です。仮設事務所は2階建てで、10台分の駐車場を整備する予定です。被害防除ですが、東側農地との境界にフェンスを設置し、雨水は自然浸透、生活排水は下水道へ排出されます。代替性についても検討され、転用面積も適当と思われます。転用終了後は、みかんを作付けする耕作計画書が提出されています。

4 番 ただいま、職員から説明がありました整理番号70番、71番の2件につきましては、2班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしくお願ひします。

事務局 3班です。整理番号72番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請事

由ですが、使用借人は現在葵区の実家で居住しているが、住居を建築したく、土地所有者の実父と話がまとまり、申請に及びました。農地区分は第1種農地で、不許可の例外のにじみ出しに該当します。隣接農地への被害防除、排水等については特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。

7 番 ただいま、職員から説明がありました整理番号72番の1件につきましては、3班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

事務局 4班です。整理番号73番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。申請人は、子どもの成長に伴い、現在の住居が手狭なため、実家に近い申請地に住宅を建築したく申請に及んだものです。農地区分は第2種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題なく、代替性も検討され、転用面積も適当と思われます。整理番号74番、葵区の案件です。内容は記載とおりです。申請人はとび工事業を営む法人です。申請地の道路対側地に申請人の露天資材置場がありますが、この露天資材置場を使用する従業員用の露天駐車場が不足しているため、土地所有者と話がまとまり申請に及んだものです。農地区分は第3種農地と判断されます。隣接農地への被害防除、排水等については、特に問題なく、転用面積も適当と思われます。

2 番 ただいま、職員から説明がありました整理番号73番、74番の2件につきましては、4班としては許可相当と判断しました。ご審議よろしく申し上げます。

議長 これより、質疑に入ります。地区審査会の説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

3 番 整理番号69番。太陽光発電設備について、自然浸透となっておりますが、傾斜が川側に向いているということですが、一時的な雨が出た時に対策はされているのですか。どちらの方に水を流すのか。それと、自然浸透で収まるのかどうか。

事務局 申請地は斜度がなく平坦であるので、自然浸透となっております。

3 番 平坦であっても水は一気に出るので、一時的には水が出やすい。それで自然浸透でというのはどうなのか。今までと違い農地ではないので水はでる。自然浸透で他に対策が無くても大丈夫なのか。

事務局 その他、被害防除としてフェンスを設置します。下も舗装するというではありません。

3 番 一旦どこかで貯めるなどの対策をした方がよいのではと考えるのですが。

事務局 工事の関係は確認できておりません。

- 3 番 自然浸透は非常に難しい。隣接地に影響が無いような形でお願いします。
- 5 番 整理番号74番。議案資料で、市街地にある農地ということで第3種となっていますが、その考え方を教えてください。
- 事務局 第3種とした理由は、申請地がある街区で、宅地、雑種地が占める割合が40%、宅地化率が40%を超えているためです。
- 5 番 街区の中で宅地化率が40%超あれば第3種と判断するのか。
- 事務局 街区を構成している道路にインフラが設置されていることが条件になっています。その上で宅地化率が40%超となっていれば、第3種農地との判断となります。
- 5 番 第2種と第3種を比較すると、転用の許可は第3種農地の方が転用しやすいということの認識であるが、第2種ではなく、第3種で判断した理由は何か。
- 事務局 第3種農地の要件が備わっていたため第3種農地の判断としました。
- 議長 発言もないようですので、議案第61号について、原案のとおり決定してよいでしょうか。

(異議なし)

- 議長 議案第61号は、原案のとおり決定いたしました。次に、議案第62号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第62号朗読】**

申請は9ページに記載のとおり3件でございます。

- 議長 それでは、地区審査を行いました各班から、担当職員の内容説明と、班長の審査結果の説明をお願いします。

事務局 1班です。整理番号20番、清水区の案件です。内容は、記載のとおりです。現況は、山林です。こちらの案件ですが、昭和20年頃より、耕作されない状態が続いたことで現在に至り、証明基準5の耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地該当します。令和3年12月27日に、地区担当委員の立会いのもと航空写真等を、確認していただきました。

- 5 番 職員から説明がありました整理番号20番の1件については、1班としては承認することと判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 2班です。整理番号21番、駿河区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は山林です。平成12年頃から農地としての使用を中止し、森林化したものです。今後も農地として使用する予定はなく、農地復元も困難な状況です。証明基準5耕作されない状態が続いたことにより森林・原野化し、農地への復元が不可



能な土地に該当します。令和3年12月27日に、地区担当委員に現地調査及び航空写真により確認をしていただきました。

4 番 職員から説明がありました整理番号21番の1件につきましては、2班としては承認相当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

事務局 3班です。整理番号22番、葵区の案件です。内容は記載のとおりです。現況は、山林です。こちらの案件ですが、昭和40年より耕作されない状態が続いた事で現在に至り、証明基準5の耕作されない状態が続いた事で森林・原野化し、農地への復元が不可能な土地に該当します。令和3年12月28日に、地区担当委員の立会いのもと現場及び航空写真等を確認していただきました。

7 番 職員から説明がありました整理番号22番については、3班としては承認することが適当と判断しました。ご審議よろしくをお願いします。

議長 ただいまの議案第62号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第62号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第62号は、原案のとおり承認いたしました。次に、議案第63号を議題にします。事務局から議案の朗読と説明をお願いします。

事務局長 **【議案第63号朗読】**

申出は11ページに記載のとおり2件でございます。

事務局 それでは、説明いたします。整理番号41です。こちらの生産緑地は平成17年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約185日農作業に従事していました。12月27日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。続きまして、整理番号42です。こちらの生産緑地は平成23年に指定され、故障前、主たる従事者は年間約180日農作業に従事していました。12月24日に現地調査を実施し、申出者へ聞き取りを行いました。以上でございます。

議長 ただいまの議案第63号について、発言のある方は挙手をお願いします。

議長 発言もないようですので、議案第63号について、原案のとおり承認してよいでしょうか。

(異議なし)

議長 議案第63号は、原案のとおり承認いたしました。

次に、報告事項に入ります。報告第39号について、事務局から報告事項の説

明をお願いします。

事務局次長

**【報告第39号朗読】**

通知は13ページから15ページの11件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

事務局

それでは、合意解約について説明させていただきます。整理番号64番については、耕作者の経営継承のため、合意解約しました。整理番号65番については、賃借人が高齢になり満足に耕作できず、経営規模縮小のため、合意解約しました。整理番号66番については、耕作者が長男へ経営移譲するため、合意解約しました。整理番号67番と68番は、同一の案件です。地権者が土地を売買するため、合意解約しました。売買後は駐車場に転用される予定です。整理番号69番については、賃借人が稲作に必要な水が確保できなくなっており、経営規模を縮小するため、合意解約しました。整理番号70番については、耕作者の高齢化に伴う労力減少により、経営規模縮小のため、合意解約しました。整理番号71番については、耕作者の死亡により、合意解約しました。整理番号72番、73番、74番は、同一の案件です。地権者が土地の一部を宅地に転用するため、一旦、合意解約しました。宅地に転用した残りの土地について再契約の予定です。以上でございます。

議長

ただいまの報告第39号について、発言のある方は挙手をお願いします。

発言もないようですので、報告第39号を終わります。次に、報告第40号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長

**【報告第40号朗読】**

届出は17ページから23ページの70件がございました。その内訳は、4条の転用が20件、5条の転用が50件です。5条の転用の内訳としましては、所有権移転が45件、使用貸借による権利の設定が5件でございます。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長

ただいまの報告第40号について、発言のある方は挙手をお願いします。

発言もないようですので、報告第40号を終わります。次に、報告第41号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長

**【報告第41号朗読】**

届出は25ページから27ページの34件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第41号について、発言のある方は挙手をお願いします。  
発言もないようですので、報告第41号を終わります。次に、報告第42号について、事務局から報告事項の説明をお願いします。

事務局次長 **【報告第42号朗読】**

届出は29ページの1件がございました。内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め書類は完備しておりましたので、受理いたしました。

議長 ただいまの報告第42号について、発言のある方は挙手をお願いします。  
発言もないようですので、報告第42号を終わります。  
以上をもちまして、第10回静岡市農業委員会総会を閉会いたします。